

令和7年度 第2回 取手市国民健康保険運営協議会 議事録

日時 令和8年2月12日(木) 午後3時開始 午後4時終了
場所 取手市役所 議会棟 大会議室
出席者 渡部日出雄委員・大橋稔委員・中村やよい委員
中村洋子委員・松崎信夫委員・橋中健彦委員・久保田真澄委員
杉山尊宣委員・大兼久つかね委員・濱野清委員
(オンライン参加) 石原直貴委員・石塚博己委員
(欠席者) 樋渡まち子委員・本田曜子委員・石井啓一委員・渡辺朋洋
委員
(事務局) 彦坂健康福祉部長・直井国保年金課長・吉住副参事
竹内課長補佐・青柳係長・高橋係長
傍聴者 1人
会議成立 16人中12人出席(内オンライン参加2人)
議事録署名人 大橋稔委員(被保険者代表)
議事録署名人 松崎信夫委員(保険医代表)

公開非公開の別：公開

1. 開会
2. 伊藤副市長、渡部会長挨拶
3. 議事

<諮問事項>

(1) 取手市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

【事務局説明】

(改正案1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正

- ・子ども・子育て支援金制度が創設され、取手市国民健康保険税においても新規に「子ども子育て支援納付金分」の税率を設定し、医療保険分等と同様に、所得割額、均等割額に加え、新たに「18歳以上被保険者均等割額」を課税する。
- ・子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額は全額軽減される。
- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもの支援金の軽減

分を18歳以上の被保険者全員で案分して、18歳以上被保険者均等割額として負担する。

- ・新たに課税される「子ども子育て支援納付金分」の所得割額を0.25%、均等割額を1,600円、18歳以上被保険者均等割額を100円とし、「医療保険分」の所得割を7.5%から7.25%、均等割額を21,000円から19,300円に引き下げることによって、被保険者の負担増とならないよう所得割や均等割額、18歳以上被保険者均等割額を設定する。

(改正案2) 令和8年度税制改正による改正

- ・国民健康保険税の課税限度額を医療保険分を現行66万円から67万円、新たに創設する子ども・子育て支援納付金分を3万円とし、課税限度額合計を109万円から113万円とする。
- ・国民健康保険税の軽減措置について、対象世帯に係る所得判定の算定における基準額を5割軽減は現行の30万5千円から31万円に、2割軽減は現行の56万円から57万円にそれぞれ引き上げる。

改正案1、2ともに令和8年4月1日から実施する。

【委員各位】

諮問事項(1)について質疑無し。承認。

<報告事項>

(1) 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

【事務局説明】

- ・歳入歳出予算額：9,477,497千円(前年度比3.1%減)
- ・主な歳入：県支出金、国民健康保険税
- ・主な歳出：保険給付費、国保事業費納付金
- ・令和8年度事業の概要：税の賦課・徴収、被保険者資格や医療費の適正化への取り組み、保健事業の推進を引き続き実施する。
- ・国民健康保険加入状況：被保険者数は年々減少傾向にある。
- ・保険給付費等の状況：被保険者数の減少により、令和7年度は減額となる見込みだが、令和8年度予算は診療報酬改定による増額を見込んで計上している。出産育児一時金は市全体の出生数も減少傾向であるが、令和8年度当初予算では、過去5年間の最大値を参考にしている。
- ・一人あたりの医療費：被保険者数の減少により、令和7年度は減額となる

見込みだが、令和 8 年度予算は診療報酬改定による保険給付費が増額する見込みのため、一人あたりの医療費も増額する。

【松崎委員】

報告事項（1）について質疑あり

8 ページの「事業の概要」の被保険者資格の適用適正化に関して、「国保加入対象者でありながら無保険状態の方」に対してどのような取り組みを行っているのか？実際に無保険状態の人は何人いるか把握しているか？

【事務局回答】

適用適正化強化月間に、広報誌やホームページで加入を勧奨する案内をしている。また、社会保険に加入した方に対しても、今後、社会保険を喪失した場合は必ず国保に加入するように説明している。実際の人数の把握はしていない。

【松崎委員】

9 ページの後発医薬品の推奨については、切替率の目標などを掲げて実際に取り組んでいるか？他市町と比較して取手市はどうかという比較はしているか？

【事務局回答】

国保連合会から提供される先発医薬品を使ってる方の対象リストを把握し、ジェネリック医薬品への切替勧奨通知を、年に 3 回送っている。県内の状況等も把握し、取り組み内容について随時、報告する。

【委員各位】

報告事項（1）について、その他の質疑無し。承認。

（2）令和 8 年度の新規保健事業の導入について（人間ドック年齢層の拡大及び胃がんリスク検診について）

【事務局説明】

- ・人間ドック年齢層について、40 歳以上被保険者を対象としていたが、令和 8 年度から、対象年齢を 18 歳以上とし、若年層からの健康意識の醸成や健康づくりのきっかけのため、年齢層を拡大する。18 歳から 39 歳までの拡大分の予算を 3,097,500 円計上。
- ・胃がんになる原因の 1 つとされるピロリ菌の感染状況、胃炎の状態を把握することで将来にわたる胃がんの予知・予防、早期発見・治療につなげる

ため、胃がんリスク検診を導入する。40歳以上の今まで一度も胃がんリスク検診を受けていない方に対し、自己負担500円で実施するための予算を2,556,400円計上。

- ・今後の保健事業の検討課題として、取手市は糖尿病性腎臓病重症化予防にも取り組んでおり、腎臓内科専門医と面談した際に、特定健診項目に腎炎などの腎疾患を早期発見するために、尿潜血を取り入れたらどうかという助言を頂いた。これを受けて取手市でも追加項目として、検診項目に入れられないか、検討を始めたかと思っている。

【委員各位】

報告事項（2）について質疑無し。承認。

4. その他

【大兼久委員】

特別養護老人ホームにいる高齢者が医療機関を受診する必要がある時、マイナ保険証や資格確認書がない方に対しては、どのような手続きが必要になるのか？また、この制度の今後の見通しについて伺いたい。

【事務局回答】

マイナ保険証は、医療機関を受診する際に介護を要する状態の方々については、「要配慮者」となり、資格確認書を交付することができる。この方針については、現在、特に変更予定はないので、引き続き「要配慮」状態にある被保険者は資格確認書で受診できる。「要配慮者」として一度手続きされれば、次年度以降も手続きなしで「要配慮者」として資格確認書が交付される。

現在、後期高齢者医療制度の被保険者は、マイナ保険証の所持の有無にかかわらず、資格確認書を交付している。これは厚生労働省の方針に基づいて行われているため、令和8年度以降引き続き実施されるかどうかは未定である。

マイナ保険証をお持ちの方に、資格確認書を交付するという取扱いが中止になった場合は、現在、マイナ保険証を持っている特別養護老人ホーム等入居者の方々は、「要配慮者」としての手続きを行い、資格確認書を交付する。

介護者の方々には、事務的な御負担をおかけすることになる。

【委員各位】

その他の質疑無し。

【事務局説明】

国民健康保険税前納制度について

- ・外国人の税、社会保険料の納付防止等に向けて、令和8年度より日本人を含めて、海外から入国した被保険者の初年度の保険税について、通常の納期限から前倒して、一括納付が可能となる「前納」の仕組みが導入できる。
- ・取手市外国人被保険者は、留学生や技能実習生など、短期間の加入者が多く、前納制度を導入した場合、納付された保険税を還付しなければならない事務が多くなるため、令和8年度の導入は見送りとしたい。
- ・先行して導入する市町村の効果等を検証しながら、導入の是非や導入の時期などを検討していく。
- ・令和7年11月現在、茨城県内で導入を予定している市町村はない。

【委員各位】

質疑無し。

5. 閉会

令和8年度 第1回国民健康保険運営協議会について
協議会の日程：令和8年8月6日（木）を予定。

令和8年 3月24日

運営協議会議長 渡部 日出雄

議事録署名委員 大橋 稔

議事録署名委員 松崎 信夫